

契約の公表に関する事務取扱要領

(公表の対象とする契約)

第1条 原子力発電環境整備機構（以下、「機構」という。）の支出の原因となる契約（原子力発電環境整備機構契約事務実施細則（以下、「契約細則」という。）第3条に定める契約及び業務方法書第32条及び第33条により締結された技術協力協定に基づく共同研究に係る契約）のうち、契約金額（単価による契約においては、契約期間における総発注予定金額とする。）が契約細則第53条第1号、第2号、第4号又は第6号のそれぞれの金額を超えないもの及び機構の事業に著しく支障をきたす恐れがあるものを除いたもの（以下「公表対象契約」という。）については、その相手方等の公表を行うものとする。

(公表の内容)

第2条 前条の規定による公表の内容は、別表により次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 契約を締結した日
- 二 物品等・役務・工事の名称、期間及び数量
- 三 契約の相手方の商号又は名称
- 四 契約金額
- 五 随意（特命）によることとした規程等の根拠
- 六 その他必要と認められる事項

(公表の時期及び方法)

第3条 契約担当箇所の長は、公表対象契約を四半期単位で公表するものとし、四半期ごとの最終営業日の翌日から起算して10営業日以内に当該四半期期間に締結した契約を機構ホームページに掲載する方法により公表を行うものとする。

- 2 特別の事情により前項に定める日までに公表することができない場合には、事後遅滞無く前項に従い公表を行うものとする。
- 3 前2項による公表の期間は、契約を締結した日の翌年度末までの間とする。

附 則

この要領は、2011年12月21日から施行する。

(別表)

年 月から 月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。

関係条文（抜粋）等

○原子力発電環境整備機構契約事務実施細則 第3条

（適用範囲）

第3条 この細則は、次の各号に掲げる契約を締結する場合に適用する。

- 一 物件の売買及び製造
- 二 工事請負付託
- 三 業務委託
- 四 役務調達
- 五 物件の貸借及び処分

○業務方法書 第32条、第33条

（国際協力）

第32条 機構は、外国の処分実施機関等と協力し、処分事業の推進に必要な情報交換等を行うものとする。

（技術開発）

第33条 機構は、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を行うものとする。また、技術開発の実施に当たっては、国内外の関係機関と協力、調整して、効率的な推進に努めるものとする。

○原子力発電環境整備機構契約事務実施細則 第53条第1号、第2号、第4号又は第6号

（随意契約によることができる場合）

第53条 規程第21条第5項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造の請負
- 二 予定価格が500万円を超えない物件の買入れ
- 四 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件の借入れ
- 六 工事又は製造の請負、物件の売買及び賃借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えない契約

○「機構の事業に著しく支障をきたす恐れがあるもの」とは、原子力発電環境整備機構情報公開規程別表第2に準ずるものをいう。